

平成23年10月14日

福島県原木椎茸生産者の会からのご要望について

自由民主党福島県第二選挙区支部長
郡山市防災対策アドバイザー

根 本 匠

10月6日のご要望について以下の通りご報告致します。

● 原木の安定供給について

・国は、都道府県や関係団体の協力を得て、きのこ原木の県域を越えた需給調整の取組を強化し、安定供給を支援する。

・平成24年度予算（概算要求）において、きのこ生産に必要な資材（原木やおが粉）を円滑に調整できる体制を整えるため、県域を越えた原木産地間の協議会による安定供給プランを策定する。

● ほだ木の処分、購入の支援について

【ほだ木の処分】

・平成23年度の予備費を活用し、汚染されたほだ木等廃棄物の処分費用支援を計上。福島県県民健康管理基金として準備。

・平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算（概算要求）において、汚染されたほだ木等廃棄物の処分費用支援（環境省で一括要求）を計上。

【購入の支援】

・平成24年度予算（概算要求）において、きのこ等生産に必要な資材（原木やおが粉）の購入支援を計上。

● 東電への損害賠償の円滑化について

・原子力損害賠償支援機構法など原子力損害賠償制度の枠組みの下で、原子力損害賠償紛争審査会において「中間指針」が決定され、本賠償に向けて、東京電力から被災者に本賠償の請求用紙が送付されている。

・国は円滑な損害賠償の実施に向けて、東京電力に対して、請求・支払い期間（現在は3ヶ月毎）の短縮を要請するとともに、必要な資料の提供等福島県と連携して被災者を支援する。

（以 上）